

「育児・介護休業手当金の給付上限相当額の変更について」

平成17年4月1日以降の育児休業手当金及び介護休業手当金には給付上限額が設けられているところであり、当該給付上限額の設定は雇用保険法の賃金日額によるもので、雇用保険法第17条第4項第2号八に定める賃金日額は、同法第18条の規定により自動的に変更となり、毎年8月に変更されます。

本年度においても7月4日付け、官報第4863号に厚生労働省告示があり、下記のとおり給付上限額に変更となります。

平成20年8月以降の給付上限額

給付上限相当額7,669円(育児休業手当金6月後支給分を受け
る場合は9,586円)を超える給料月額

$14,060円 \times 30 \times 40 / 100 \div 22 = 7,669円$

一般職 337,370円

特別職 421,850円

以上の組合員さんは給付上限適用となります。